

薬生発 0328 第 7 号  
平成 29 年 3 月 28 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成 29 年厚生労働省告示第 90 号)が告示され、平成 29 年 4 月 1 日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剤形

剤形にゼリー状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、ウ又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例(別添別表第十三の二参照)を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体質(加齢による身体虚弱を含む。)に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。





○厚生労働省告示第九十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったビタミン含有保健剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十九年三月二十八日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七号中「製剤をいう」の下に「以下同じ。」を加え、「内用液剤の剤型」を「経口液剤の剤形」に改める。

第十三号中「錠剤」の下に「ゼリー状ドロップ剤」を加え、「内用液剤の剤型」を「経口液剤の剤形」に改め、同号二を次のように改める。

二 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、次に掲げる範囲とする。ただし、別表第十三のIV又はVに掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。また、(3)については別表第十三のIIのIからIXまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、(4)については同表のIIからXIまでに掲げる有効成分のいずれかを一種以上配合する場合に、同表のそれぞれの区分に掲げる効能及び効果を例示として付記することができる。

- (1) 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善
- (2) 疲労の回復・予防
- (3) 虚弱体質（加齢による身体虚弱を含む）に伴う身体不調の改善・予防
- (4) 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防
- (5) 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

別表第六中「以下」の下に「この表において」を加え、「I、II、III」を「IからIIIまで」に改める。別表第十三を次のように改める。

区分	I A項	
	有効成分名	一日最大分量
B項	硝酸ビスチアミン	二五mg (二〇〇mg)
	チアミン塩化物塩酸塩	二五mg (二〇〇mg)
	チアミンジスルフィド	二五mg (二〇〇mg)
	チアミンジセチル硫酸エステル塩	二五mg (二〇〇mg)
	チアミン硝化物	二五mg (二〇〇mg)
	オクトチアミン	二五mg (二〇〇mg)
	シコチアミン	二五mg (二〇〇mg)
	セトチアミン塩酸塩水和物	二五mg (二〇〇mg)
	ビスイブチアミン	二五mg (二〇〇mg)
	ビスペンチアミン	二五mg (二〇〇mg)
	フルスルチアミン	二五mg (二〇〇mg)
	フルスルチアミン塩酸塩	二五mg (二〇〇mg)
	プロスルチアミン	二五mg (二〇〇mg)
ペンフォチアミン	二五mg (二〇〇mg)	
		一日最小分量
		mg

II	III	IV		V	VI	VII	VIII
		A項	B項				
フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム	ピリドキサルリン酸エステル水和物 ピリドキシン塩酸塩	ビタミンA油	強肝油	エルゴカルシフェロール コレカルシフェロール	コハク酸d-α-トコフェロール コハク酸dl-α-トコフェロール 酢酸d-α-トコフェロール	塩酸ヒドロキソコバラミン シアノコバラミン ヒドロキソコバラミン ヒドロキソコバラミン酢酸塩	アスコルビン酸 アスコルビン酸カルシウム アスコルビン酸ナトリウム
二二mg	一〇mg 一〇mg	二〇〇〇国際単位 二〇〇〇国際単位 二〇〇〇国際単位	二〇〇〇国際単位 二〇〇〇国際単位	二〇〇国際単位 二〇〇国際単位	一〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg	六〇μg 六〇μg 六〇μg 六〇μg	五〇〇mg 五〇〇mg 五〇〇mg
二mg	二mg	五〇〇国際単位 五〇〇国際単位 五〇〇国際単位	五〇〇国際単位 五〇〇国際単位	五〇国際単位 五〇国際単位	五mg 五mg 五mg	一μg 一μg 一μg 一μg	五〇mg 五〇mg 五〇mg

					X			IX	
E 項	D 項	C 項	B 項	A 項	D 項	C 項	B 項	A 項	A 項
ガンマオリザノール	オロチン酸 オロチン酸コリン	物 L-システイン塩酸塩水和物	ウルソデオキシコール酸	L-メチオニン ヨークレシチン L-リシン塩酸塩 L-ロイシン	DL-メチオニン L-アスパラギン酸 L-チロシン L-バリン L-ヒスチジン塩酸塩水和物	重酒石酸コリン タウリン L-トレオニン L-バリン	グリシン L-グルタミン酸 ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン	L-アスパラギン酸ナトリウム L-アスパラギン酸 L-アルギニン塩酸塩 L-イソロイシン カルニチン塩化物	ニコチン酸アミド
一〇mg	二〇〇mg 一五〇mg	一六〇mg 一六〇mg	六〇mg	二四〇mg 一〇〇mg 二四〇mg 二四〇mg	二四〇mg 一五〇〇mg 六〇mg 八〇mg 六〇mg	七五mg 一五〇〇mg 六〇mg 六〇mg 六〇mg	三〇mg 一一〇mg 五〇mg 一一〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg	二〇〇mg 二〇〇mg 四〇〇mg 一二五mg 二〇〇mg 三〇〇mg 一〇〇mg	六〇mg
五mg	六〇mg 一五mg	三〇mg 三〇mg	一〇mg	二四mg 一〇mg 二・四mg	六mg 八mg 六mg 一一mg	七・五mg 一五〇mg 七mg 一一mg	一一〇mg 一〇〇mg 一〇mg 五mg 一一mg 三〇mg	一〇〇μg 一〇mg 二〇〇mg 二二・五mg 一〇〇mg 三〇mg	一一mg

XI(生薬)		F 項	G 項	H 項	I 項	J 項	K 項
コウジン	ケイヒ クコシ ガラナ カンゾウ 加工ダイサン(オキソアミジン)	クエン酸カルシウム グリセリン酸カルシウム グルコン酸カルシウム水和物 炭酸カルシウム 沈降炭酸カルシウム 乳酸カルシウム水和物 無水リン酸水素カルシウム リン酸水素カルシウム水和物	クエン酸鉄アンモニウム フマル酸第一鉄	グルクロノラクトン グルクロン酸 グルクロン酸アミド	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	カフエイン水和物 無水カフエイン	イノシトール グリチルリチン酸 グリチルリチン酸ナトリウム グルコン酸ナトリウム 炭酸マグネシウム チオクト酸 チオクト酸アミド デヒドロコール酸 パンテチン ルチン水和物
エキスの場合 一五〇〇mg	エキスの場合 一五〇〇mg エキスの場合 一五〇〇mg エキスの場合 一五〇〇mg 粉末の場合 一五〇〇mg	三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg	一〇〇mg 一〇〇mg	一〇〇〇mg 五〇〇mg 一〇〇〇mg	九〇〇mg	五〇mg 五〇mg 五〇mg	四〇〇mg 二〇mg 五mg 一一二mg 一一・五mg 五mg 一一二mg 一一・五mg
エキスの場合 一五〇mg	粉末の場合 二mg エキスの場合 一五〇mg エキスの場合 一五〇mg 粉末の場合 二mg	三〇mg 三〇mg 三〇mg 三〇mg 三〇mg 三〇mg	一mg 一mg	二〇〇mg 二〇〇mg 二〇〇mg	一一〇mg	五mg 五mg 五mg	四〇mg 二mg 〇・五mg 一一二mg 一一・五mg

サフラン	粉末の場合 二七 mg	粉末の場合 二 mg
サンザシ	エキスの場合 三〇 mg	エキスの場合 三 mg
サンヤク	エキスの場合 八〇〇 mg	エキスの場合 八〇 mg
	粉末の場合 三〇 mg	粉末の場合 三 mg
シゴカ	エキスの場合 二〇〇〇 mg	エキスの場合 二〇〇 mg
シヤクヤク	エキスの場合 一二〇 mg	エキスの場合 一二 mg
シユクシヤ	粉末の場合 四七・五 mg	粉末の場合 四 mg
シヨウキョウ	エキスの場合 一〇〇〇 mg	エキスの場合 一〇〇 mg
ジヨテイシ	エキスの場合 一〇〇〇 mg	エキスの場合 一〇〇 mg
セイヨウサンザシ	エキスの場合 一五〇 mg	エキスの場合 一五 mg
タイソウ	エキスの場合 七五〇 mg	エキスの場合 七五 mg
チヨウジ	粉末の場合 五〇 mg	粉末の場合 五 mg
チンピ	エキスの場合 一〇〇 mg	エキスの場合 一〇 mg
トウキ	エキスの場合 六〇〇 mg	エキスの場合 六〇 mg
トシシ	エキスの場合 三〇〇 mg	エキスの場合 三〇 mg
トチュウ	粉末の場合 五〇 mg	粉末の場合 五 mg
	エキスの場合 六〇〇 mg	エキスの場合 六〇 mg
ニクジュヨウ	粉末の場合 五〇 mg	粉末の場合 五 mg
	エキスの場合 二五〇〇 mg	エキスの場合 二五〇 mg
ニンジン	粉末の場合 五〇 mg	粉末の場合 五 mg
	エキスの場合 三 g	エキスの場合 〇・六 g
ニンニク	粉末の場合 一・五 g	粉末の場合 〇・三 g
	エキスの場合 四〇〇 mg	エキスの場合 四〇 mg
ブクリヨウ	エキスの場合 五五〇 mg	エキスの場合 五五 mg
	粉末の場合 三〇〇 mg	粉末の場合 三〇 mg
ムイラプアマ	エキスの場合 七五〇 mg	エキスの場合 七五 mg
モッコウ	粉末の場合 三一・五 mg	粉末の場合 三 mg
ヤクチ	粉末の場合 一〇〇 mg	粉末の場合 一〇 mg
ヨクイニン	エキスの場合 一〇 g	エキスの場合 一・〇 g
	粉末の場合 三 g	粉末の場合 〇・三 g
リュウガンニク	エキスの場合 三〇〇 mg	エキスの場合 三〇 mg
ローヤルゼリー	五〇〇 mg	五〇 mg

(注) 3中「硝酸又は塩酸チアミン」を「チアミン塩化物塩酸塩又はチアミン硝化物」に改め、(注) 4中「塩酸ジセチアミン」を「セトチアミン塩酸塩水和物」に「塩酸チアミン」を「チアミン塩化物塩酸塩」に改め、(注) 5中「塩酸フルスルチアミン」を「フルスルチアミン塩酸塩」に改め、(注) 7中「リン酸リポフラビンナトリウム」を「リポフラビンリン酸エステルナトリウム」に改め、(注) 8中「酢酸レチノール、バルミチン酸レチノール、ピタミンA油」を「ピタミンA油、レチノール酢酸エステル、レチノールバルミチン酸エステル」に改め、(注) 10中「コハク酸dl-α-トコフェロールカルシウム」を「トコフェロールコハク酸エステルカルシウム」に改め、(注) 11中「酢酸ヒドロキソ

コバラミン」を「ヒドロキソコバラミン酢酸塩」に改め、(注) 13中「グルコン酸カルシウム」を「グルコン酸カルシウム水和物」に、「乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウム」を「乳酸カルシウム水和物、無水リン酸水素カルシウム及びリン酸水素カルシウム水和物」に改める。  
別表第十三の次に次の表を加える。

区分	効能及び効果	有 効 成 分 名
I	胃腸が弱く腹痛や下痢を起こしやすい	別表第十三(以下この表において「表」という。)のXのA項に掲げる有効成分のうちAセリグルタミン酸又は表のXIに掲げる有効成分のうちアセリグルタミン酸、カンゾウ、ウシヤク、シヤクヤク、モッコウ、シヨウキョウ、ウシソウ、ブクリヨウ、タイソウ、チヨウジ、チンピ、トウキ、トシシ、トチュウ
II	肩、首、腰又は膝の不調	表のI若しくはVIに掲げる有効成分、表のXのA項に掲げる有効成分のうちLイソロイシン、Lイソバリン若しくはLロイシン若しくはI項に掲げる有効成分又は表のXIに掲げる有効成分のうちトチュウ
III	筋力の低下	表のVに掲げる有効成分又は表のXのA項に掲げる有効成分のうちLイソロイシン、Lイソバリン若しくはLロイシン
IV	疲れやすい、疲れが残る、体力がでない、身体が重い、身体がだるい	表のIからIIIまでに掲げる有効成分、表のIXのB項に掲げる有効成分、表のXのA項に掲げる有効成分のうちLイソロイシン、Lイソバリン、Lイソグルタミン酸、Lイソグルタミン酸、Lイソロイシン、Lイソバリン、Lイソグルタミン酸、Lイソグルタミン酸のうちのXのK項に掲げる有効成分のうちオウセイ、加工ダイサン(オキソアミノ酸)、チンピ、コウジ、シゴカ、タイソウ、ニンジン、ニンニク若しくはローヤルゼリー
V	寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い	表のXのA項に掲げる有効成分のうちグリシン又は表のXIに掲げる有効成分のうちサフラン、シヨウキョウ、チヨウジ、ブクリヨウ、モッコウ、ヨクイニン
VI	肌の不調(肌荒れ、肌の乾燥)	表のIIからIVまでに掲げる有効成分、表のVIIIに掲げる有効成分、表のIXのA項からC項までに掲げる有効成分、表のXのC項若しくはG項に掲げる有効成分、表のXのK項に掲げる有効成分のうちパンテチン又は表のXIに掲げる有効成分のうちヨクイニン
VII	冷えやすい、血行が悪い	表のVIに掲げる有効成分又は表のXIに掲げる有効成分のうち加工ダイサン(オキソアミノ酸)、コウジ、サフラン、シヤクヤク、シヨウキョウ、トウキ、ニンジン若しくはニンニク
VIII	貧血気味である	表のXのG項に掲げる有効成分
IX	骨又は歯の衰え	表のIII若しくはVに掲げる有効成分又は表のXのF項に掲げる有効成分若しくはK項に掲げる有効成分のうち炭酸マグネシウム

XI	X
目の疲れ	二日酔いに伴う食欲の低下、 だるさ
表の I 若しくは VII に掲げる有効成分又は表の XI に掲げる有効成分のうちクコシ	表の I に掲げる有効成分、表の X の A 項に掲げる有効成分のうちカルニチン塩化物、シクロロ酢酸ジイソプロピルアミン、タルニリン、C 項若しくは H 項に掲げる有効成分若しくは表の XI に掲げる有効成分のうちウイキョウ、加工ザン、シゴカ、シユクシヤ、ケイヒ、コウジン、サウ、チンビ、ニンジン若しくはニンニク

(注) 別表第十三の X の J 項に掲げる有効成分又は同表の XI に掲げる有効成分のうちガラナを配合する場合には、別表第十三の二の規定にかかわらず、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚めが悪い」を効能及び効果としない。